

空き家を活用したい全ての世帯を応援します!



空き家活用・流通促進事業

空き家への移住に

中古マンションも補助対象!

最大 **150万円** を助成します!



取得事業

■入居するため、市内の空き家および中古マンションを購入する経費を助成

住民票異動前の申請が必要

◎最大30万円

◎市外の子育てファミリーは
最大50万円



移転事業

■市外に居住する世帯が入居するため、市内の空き家および中古マンションに移転する経費(引越し費用に限る)を助成

引越し前の申請が必要

◎最大50万円

※対象は市外の世帯のみ



改修事業

■入居するため、市内の空き家および中古マンションを改修する経費を助成

改修着手前の申請が必要

◎最大30万円

◎市外の子育てファミリーは
最大50万円

取得・移転併用可能

改修・移転併用可能

取得・改修・移転併用可能



問合せ先

藤枝市都市建設部空き家対策室
〒426-8722 静岡県藤枝市岡出山1丁目11番1号
電話 054-643-3481 (直通)
FAX 054-643-3280
E-mail kenchiku@city.fujieda.shizuoka.jp

藤枝市 子育てファミリー

検索

詳しい内容は
こちらからも
確認できます→



藤枝市空き家活用・流通促進事業概要

【事業の主旨】

- 藤枝市への子育て世帯の移住促進を図るとともに空き家の有効活用と地域経済の活性化に貢献するため

【用語】

■ 子育てファミリーとは

中学生以下の子または妊娠している者がいる世帯

■ 空き家とは

個人が所有権を有しまたは有していた、居住を用途とする一戸建ての住宅（昭和56年6月1日以降に建築されたもの。昭和56年5月31日以前に建築されたものは所定の耐震補強工事を行ったもの（行うものを含む））のうち、人が居住していないか、居住しなくなる予定のものをいう。

■ 中古マンションとは

個人が区分所有権を有しまたは有していた、居住を用途とする共同住宅（昭和56年6月1日以降に建築されたものをいう。昭和56年5月31日以前に建築されたものは所定の耐震補強工事を行ったもの（行うものを含む））の単一の住戸のうち、人が居住していないか、居住しなくなる予定のものをいう。

【補助金交付申請期間】

平成31年4月1日から平成32年3月31日までに**事前申請**をし、平成31年4月1日から平成32年3月31日までに住民票異動、改修（改修事業のみ）、引越し（移転事業のみ）を完了すること。申請様式はホームページをご覧ください。申請は空き家対策室までお問い合わせください。

取得事業

≪ 補助要件 ≫ ※全てに該当すること

- ① 市外・市内の世帯が入居するために市内の空き家および中古マンションを購入し、住民票を異動する者
- ② 市税を滞納していない者
- ③ 取得について、市の実施する他の補助金等を受給していない者（取得についての補助金等に該当するかは空き家対策室までお問い合わせください）

※補助金の交付回数は、同一世帯に対し1回限り

≪ 補助対象経費 ≫

- ① 空き家および中古マンションの購入に要する経費

≪ 補助金の計算 ≫

・ 補助金対象経費 × 補助率 1/2
※ただし、30万円を上限とする（市外の子育てファミリーは50万円を上限とする）。

移転事業

≪ 補助要件 ≫ ※全てに該当すること

- ① 市外の世帯が入居するために市内の空き家および中古マンションに引越し、住民票を異動する者
- ② 市税を滞納していない者
- ③ 移転について、市の実施する他の補助金等を受給していない者（移転についての補助金等に該当するかは空き家対策室までお問い合わせください）

※補助金の交付回数は、同一世帯に対し1回限り

≪ 補助対象経費 ≫

- ① 空き家および中古マンションの移転（引越し費用に限る）に要する経費

≪ 補助金の計算 ≫

・ 補助金対象経費 × 補助率 1/2
※ただし、50万円を上限とする。

改修事業

≪ 補助要件 ≫ ※全てに該当すること

- ① 市外・市内の世帯が入居するために市内の空き家および中古マンションを改修し、住民票を異動する者
- ② 市税を滞納していない者
- ③ 空き家リノベーションレポートを提出すること
- ④ 改修について、市の実施する他の補助金等を受給していない者（改修についての補助金等に該当するかは空き家対策室までお問い合わせください）

※補助金の交付回数は、同一物件に対し1回限り

≪ 補助対象経費 ≫

- ① 空き家および中古マンションの改修（外構除く）に要する経費

≪ 補助金の計算 ≫

・ 補助金対象経費 × 補助率 1/2
※ただし、30万円を上限とする（市外の子育てファミリーは50万円を上限とする）。